

これまでの議論を踏まえた方向性（案）

1 第1次整備優先地区第Ⅱ期整備区域について

（1）現状及び課題

平成25年度に事業計画を策定した第1次整備優先地区第Ⅱ期整備区域（327.1ha、平成26～30年度）を含めた事業区域面積（1710.6ha）に対する平成28年度末の整備済み面積（1315.0ha）の比率である整備率が76.9%に留まっている。

東日本大震災の復旧工事によりおおむね5年程度の整備遅延が生じており、現事業区域内の整備概成には、今後10年程度を要する状況である。

（2）対策及び方向性

このため、現時点においては、新たに事業区域面積を拡大することを検討する前に、事業期間の延長等の変更を行い、速やかな概成に向けて引き続き整備を行うことが適当と思われる。

2 未計画地区について

（1）現状及び課題

現在の全体計画に基づき、未計画地区の約4,700世帯について、公共下水道を整備するとした場合に想定される管渠延長は116.2キロであり、過去の単価をもとに仮試算した場合の事業費は約134.2億円と想定される。また、今回の未計画地区の生活排水に関するアンケートの結果により、同地区の約68%の世帯がすでに合併処理浄化槽を使用しており、汲み取り槽または単独処理浄化槽を使用している世帯は約25%であると考えられる。

同アンケートからは、今後の汚水処理の方向性について、合併処理浄化槽の維持管理経費を軽減する施策よりも、時間がかかっても公共下水道そのものを求める意見や、合併処理浄化槽の処理水の放流先の確保を求める意見など、抜本的な排水先の確保を求める意見が多数を占めていると判断することができる。

➤ 今後、公共下水道による生活排水の処理が可能になった場合、公共下水道

に接続したいかどうかを尋ねたところ、「供用開始後数年以内に接続すると思う」が約69%、「供用開始しても、すぐには接続しないと思う」が約24%であった。

- 汲み取り槽・単独処理浄化槽の使用者が合併処理浄化槽への変更を希望されるかたが増えると思われる支援策を尋ねたところ、「公共下水道の整備を継続」が約45%、「合併処理浄化槽の維持管理費用の負担が軽減される制度」が約23%、「排水のための側溝や排水管を道路等に整備する取り組み」が約20%であった。

しかし、仮に未計画地区について公共下水道を整備することとした場合には、概成までに約20年を要すると考えられ、その間の未計画地区の世帯数の減少をはじめ、経済状況の変化や国庫補助制度の改正など、収益見通しの不確定要素が多数見込まれるところである。

(2) 対策及び方向性

国は、平成38年度までに汚水処理人口普及率を95%以上とする目標値を掲げており、未計画地区においても可能な限り短期間で汚水処理を行うことができるよう取組みを進めていくことが必要である。しかし、未計画地区は、公共下水道による整備では結果的に概成までに長期間を要することを考慮すれば、特に汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を重点的に推進することが求められる。

しかし、短期間のうちに生活排水処理を可能とする合併処理浄化槽の転換を、未計画地区全域で現状の施策のまま推進したとしても、平成5年度から合併処理浄化槽設置補助事業を実施していることを考えれば、今後新たに汲み取り槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換されるかたは限定されることと思われる。

- 同アンケートにて、平成5年度に合併処理浄化槽設置補助事業が開始したにもかかわらず、汲み取り槽または単独処理浄化槽を使用しているかたに理由を複数回答で尋ねたところ、「下水道が整備された際に、すぐに下水道に変更したいと考えていたから」が約47%、「生活排水の排出先に困っていないから」が約39%を占めた。

このため、未計画地区については、速やかに「浄化槽台帳」を整備し、汚水処理の状況及び課題を適切に把握し、適切に汚水処理を行うことができるよう支援していく体制を整備することが必要である。そのうえで、合併処理浄化槽の維持管理費の負担軽減策や、必要に応じて側溝等の整備の検討も引き続き行

うべきであると考えられる。

- 浄化槽台帳は、管理者・設置場所・浄化槽の種別・設置時期・放流先等の届出情報のほか、毎年度実施される法定検査の結果等の情報を一括して管理する台帳である。地理情報とあわせて管理することにより、地区ごとの汚水処理状況を容易に把握することが可能になると考えられる。
- 確実に汚水処理人口普及率を向上させるためには、市内に「合併処理浄化槽区域」を設定し、よりきめ細やかな支援が必要かどうか判断していくことも今後は必要になると考えられる。

一方で、未計画地区であっても人口密度が高い等の理由により比較的短期間に概成可能であり、かつ、十分な収益が見込める地区については、公共下水道の整備による汚水処理を行うことも引き続き検討すべきである。ただし、未計画地区のうち公共下水道の整備を行う区域を選定する際には、実際に必要となる管渠等の施設の見通しや、使用が見込まれる世帯数等の状況を適切に把握するほか、将来の国庫補助制度などの改正の見通しも踏まえ、整備後も安定して汚水処理を行うことができる経営が可能かどうかを把握し、判断していくことが必要である。

このため、未計画地区の汚水処理は、汲み取り槽・単独槽の合併処理浄化槽への転換を速やかに進めることが必要である。そのうえで、未計画地区内で公共下水道の整備を行う際には、区域をさらに細分化し、十分な予測を行ったうえで、下水道事業の持続可能性に基づいて個別に判断することが適当であると思われる。